

避難行動要支援者避難支援制度 について（お知らせ）

●避難行動要支援者避難支援制度とは・・・

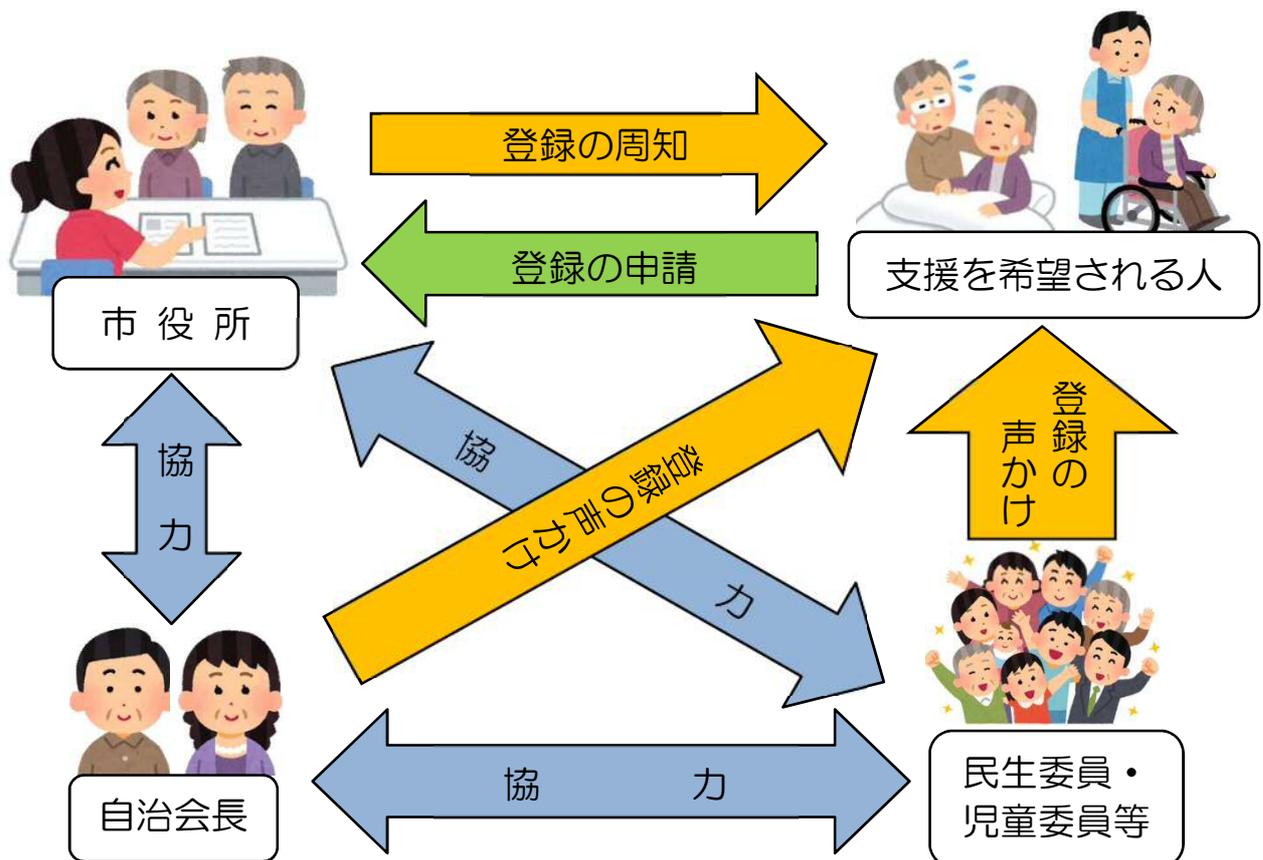
地域における支援を希望される人を、避難行動要支援者名簿に登録し、いざというときのために、市及び防災関係機関や避難支援者に対して、平常時からその情報を共有することで、災害時の避難の手助けや安否確認などに役立てます。

登録の申請は支援を希望される人が、市に申請書を提出してください。

●個人情報の共有に関する同意について

災害対策基本法第 49 条の 11 に基づき、避難支援等関係者に対して、地域での避難支援に必要な個人情報を共有し、災害時等の支援に活用します。このため、申請の際には、支援に必要な個人情報を共有してもよいという本人の同意が必要となります。

※個人情報の取り扱いについては、市及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。



●申請書の提出先

防災安全課、福祉課、介護保険課、高齢者支援課（地域包括支援センター、地域包括支援サブセンター）、子育て支援課

●避難行動要支援者避難支援制度の対象者

- ①75歳以上のひとり暮らしの人、または75歳以上のみの世帯
- ②介護保険の要介護3以上の人
- ③身体障害者手帳1・2級の交付を受けているひとり暮らしの人
- ④療育手帳Aの交付を受けているひとり暮らしの人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているひとり暮らしの人
- ⑥その他、必要と認められた人（日中のみひとりの高齢者、難病患者、妊産婦、乳幼児（3歳目途）、外国人など）

※施設や病院等に長期に入所・入院されている人は対象になりません。

●注意

避難行動要支援者への支援は、避難支援者による任意の協力であり、名簿への登録によって、災害時の支援を保証するものではありません。また、避難支援者は、避難行動要支援者の誘導等に関して、その責任を負うものではありません。

申請時と状況の変化（ひとり暮らしの避難行動要支援者が施設に入所した、子どもが生まれ大きくなり支援の必要が無くなったなど）があった場合は、防災安全課までお知らせください。

問い合わせ

太宰府市 総務部 防災安全課 防災対策係

〒818-0198

太宰府市観世音寺一丁目1番1号

電話 092-921-2121（内線519・531）

FAX 092-921-1601